

石綿廃棄物の無害化処理に係る大臣認定について



廃棄物の処理及び清掃に関する法律の規定に基づき、石綿が含まれている産業廃棄物について高度な技術を用いた無害化処理を行ったりする場合は、環境大臣の認定を受けることができることとされています。

環境省より、2009年12月25日付けで第1例目の認定がありました。概要は以下の通りです。

1. 認定取得者
三重中央開発株式会社
2. 施設設置場所
三重県伊賀市予野 4696 番 1,2、4700 番 1,2、4701 番 1,5,6,7,10,11、4702 番 1,2,3
3. 施設の種類
廃石綿等又は石綿含有産業廃棄物の溶融施設
4. 処理を行う廃棄物の種類
廃石綿等
5. 処理の方法及び処理能力
溶融(ジオメルト法) 27トン/日 (13.5トン×2基)

現在、石綿廃棄物の無害化処理認定に関しては、2例目の申請に対する意見募集が行われておりません。

当社は、建築材料等における石綿含有の有無に関する分析に数多くの実績があります。分析に限らず、お困りのことがありましたらお気軽にお問い合わせください。

資料 2009年12月25日付 環境省HP
2009年12月21日付 環境省HP

品質検査箇所 加藤吉紀